

令和8年10月6日

区民部区民課

江東区印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、新たに定められた特定在留カード等を利用した多機能端末機による印鑑登録証明の申請方法等を定めるとともに、印鑑登録申請者の本人確認における保証人の地域制限を撤廃するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 証明書自動交付機の名称を多機能端末機に改めるとともに、個人番号カードに加え、特定在留カード等を利用した多機能端末機による印鑑登録証明の申請及び交付手続を明記する。（第20条関係）
- (2) 印鑑登録申請者の本人確認における保証人の地域制限を撤廃する。（第5条関係）
- (3) 非漢字圏の外国人住民及び漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されていない者を、氏名の片仮名で表されている印鑑を登録することができる外国人として明記する。（第7条関係）
- (4) その他規定を整備する。

3 施行期日

公布の日

江東区印鑑条例新旧対照表

現 行	改正案
目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 印鑑の登録（第 3 条—第 1 6 条） 第 3 章 印鑑登録の証明（第 1 7 条—<u>第 1 9 条</u>） 第 4 章 雑則（<u>第 2 0 条—第 2 2 条</u>） 附則 <u>（目的）</u> 第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。 第 2 条 （略） （登録資格） 第 3 条 <u>区内</u>に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）<u>により記録を受けている者は、1 人 1 個に限り</u>印鑑の登録を受けることができる。 2 （略） 第 4 条 （略） （登録申請の確認） 第 5 条 区長は、印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによって行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。	目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 印鑑の登録（第 3 条—第 1 6 条） 第 3 章 印鑑登録の証明（第 1 7 条—<u>第 2 0 条</u>） 第 4 章 雑則（<u>第 2 1 条—第 2 3 条</u>） 附則 <u>（趣旨）</u> 第 1 条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定める<u>もの</u>とする。 第 2 条 （略） （登録資格） 第 3 条 <u>江東区（以下「区」という。）</u>に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号。以下「法」という。）<u>の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者は、1 人 1 個に限り</u>印鑑の登録を受けることができる。 2 （略） 第 4 条 （略） （登録申請の確認） 第 5 条 区長は、印鑑登録の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによって行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行うことができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であつて、区長が認めたもの、在留カード又は特別永住者証明書の提示があったとき。

(2) 東京都の区市町村において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が本区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。

4 区長は、第2項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書の持参がないときは、当該申請の印鑑の登録をしてはならない。

第6条 (略)

(登録印鑑の制限)

第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(5) (略)

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、区長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて区長が定めたものの提示があったとき。

(2) 区市町村において既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。

4 区長は、第2項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書及び区長が適当と認める書類の持参がないときは、当該申請の印鑑の登録をしてはならない。

第6条 (略)

(登録印鑑の制限)

第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格等他の事項を表しているもの

(3)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、区長は、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち

規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（印鑑登録原票）

第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。

（1）～（7） （略）

第9条～第11条 （略）

（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第12条 区長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

第13条・第14条 （略）

（印鑑登録の抹消）

第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

（1）～（4） （略）

（5） 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）があつたとき。

（加える）

本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）

が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（印鑑登録原票）

第8条 区長は、印鑑登録原票（電子計算機により記録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

（1）～（7） （略）

第9条～第11条 （略）

（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第12条 区長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

第13条・第14条 （略）

（印鑑登録の抹消）

第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

（1）～（4） （略）

（5） 氏、旧氏、名又は通称を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。

（6） 氏名の片仮名表記を変更したため、登録されている印鑑が第7条第2項に該当しな

(6) 外国人住民である者が、法第30条の4
5の表の上欄に掲げる者でなくなったとき
(日本の国籍を取得したときを除く。)

(7) (略)

第16条 (略)

(印鑑登録の証明)

第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録
原票に登録されている印影その他の事項(登
録番号及び登録年月日を除く。)の写しにつ
いて証明する。

(印鑑登録証明の申請)

第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者
は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書
交付申請書により申請しなければならない。

(印鑑登録証明の制限)

第19条 区長は、前条の規定による申請に際
し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印
鑑登録証明書を交付するものとする。ただし、
証明書自動交付機(区の電子計算組織と電気
通信回線によって接続された住民票の写し等
の自動交付を行う端末機をいう。)による印
鑑登録証明書の交付については、この限りで
ない。

(加える)

くなったとき。

(7) 外国人住民である者が、法第30条の4
5の表の上欄に掲げる者でなくなったとき
(日本の国籍を取得した場合を除く。)

(8) (略)

第16条 (略)

(印鑑登録の証明)

第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録
原票に登録されている印影その他の事項(登
録番号及び登録年月日を除く。)の写し(電
子計算機により出力されたものを含む。)に
ついて証明する。

(印鑑登録証明の申請)

第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者
は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書
交付申請書により申請しなければならない。

(印鑑登録証明の制限)

第19条 区長は、前条の規定による申請に際
し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印
鑑登録証明書を交付するものとする。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請及び
交付)

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登
録者は、多機能端末機(区の電子計算機と電
気通信回線で接続された民間事業者等が設置
する端末機で、証明書の交付の機能を有する
ものをいう。)に次に掲げるもの(第1号か
ら第3号までに規定するもの)にあっては電子
署名等に係る地方公共団体情報システム機構
の認証業務に関する法律(平成14年法律第
153号)第22条第1項に規定する個人番
号カード用利用者証明用電子証明書が記録さ
れているものに、第4号に規定するものに

<u>第 2 0 条</u> （略） （閲覧の禁止） <u>第 2 1 条</u> 区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。 <u>第 2 2 条</u> （略）	<u>っては同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用し、自ら暗証番号（同法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力し、又はこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> <u>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</u> <u>(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード</u> <u>(3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書</u> <u>(4) 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備</u> <u>第 2 1 条</u> （略） （閲覧の禁止） <u>第 2 2 条</u> 区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。<u>ただし、印鑑登録者の申出に相当の理由があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。</u> <u>第 2 3 条</u> （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
--	--